

件名:新型コロナウイルス感染症(新型コロナワクチン接種事業・一時帰国時の3回目接種の開始)

(ポイント)

●一時帰国時の3回目のワクチン接種が開始されます。

(本文)

1.海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業について、在留邦人等を対象とした3回目の接種を3月14日(月)から新たに開始します。

(1)対象となるのは、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ(コビシールドを含む)のいずれかのワクチンの2回目接種を受けてから6か月が経過した、18歳以上の方です。3回目の接種にはファイザーのワクチンを使用します。

(2)3回目の接種の予約は、予約サイトを通じて日本時間3月9日(水)17時から開始します。羽田空港では毎日、成田空港では週3回、接種を実施します。

(3)これらのワクチンを接種していない方や、これらのワクチンではなく、他のワクチンを接種した方は、引き続き、1・2回目として接種を受けることが可能です。本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

詳細は、外務省海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>)に掲載されておりますので、そちらをご確認ください。

(4)5～11歳の子どもに対するワクチン接種については、4月中旬をめどに開始すべく、外務省本省で検討中と承知しています。開始日が決まりましたら改めてお知らせします。

2. (1)本邦への入国に際しての水際対策について、現在、ベネズエラは検疫所指定の宿泊施設での待機対象の指定国には含まれていませんが、ワクチン接種の有無で自宅待機等の要否が変わりますので、厚生労働省の以下のホームページを参照し、該当するか、事前に確認をお勧めします。なお、出発地がベネズエラであっても、途中経由地等で滞在した国・地域によっては、検疫所指定の施設に待機を求められる場合もありますので、ご注意ください。また、入国後の公共交通機関の使用についても一部緩和されておりますので、同ホームページでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

(2)本邦への入国に際しては、引き続き、以下のような水際対策が求められていますので、水際対策の内容を十分ご確認ください。

ア PCR 検査陰性証明書の提示

イ 誓約書の提出

ウ スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

エ 質問票の提出

オ ワクチン接種証明書の提出(待機期間の緩和等を希望する場合)

詳細は、厚生労働省の以下のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(3)上記(2)に関連して、成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港より入国する方は、ファストトラックのご利用が可能です。具体的には、指定のアプリ(MySOS)上で、質問票、誓約書、ワクチン接種証明書、検査証明書の登録を事前に行うことで、入国時の検疫手続きを簡素化することができます。詳細は、以下のホームページをご参照ください。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

3. (1)本邦一時帰国時に、各経由地に入国する場合、各国で検査証明の義務等の検疫が課せられている場合がありますので、各国の入国条件、検疫方法、検査証明取得可能機関等については、あらかじめ搭乗する航空会社に十分確認するとともに、必要に応じて、経由地の各国政府もしくは管轄の日本大使館・総領事館にご確認ください。

(2)ベネズエラへの再入国時においては、ベネズエラ入国前 72 時間以内に取得したQRコード等が記載されたPCR検査の陰性証明書の取得、到着時のPCR検査(自己負担60米ドル)及び所定の様式への搭乗者情報の事前登録が求められていますので、再入国の際の準備も忘れずにご確認ください。

<https://pasedesalud.casalab.com.ve/>

4. (1)ベネズエラ政府の9日の発表によれば、新規感染者数は 198 人、死亡者数は 2 人、累計感染者数は 51 万人以上、累計死亡者数は 5,652 人と、感染が継続しています。

(2)感染しないことがまず重要です。以下のような予防に努めてください。

・手洗いの励行

・マスクや手袋の着用 ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(3)日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

5. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考:ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト <http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考:厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話:(+58)-212-262-3435

FAX:(+58)-212-262-3484

ホームページ:<http://www.ve.emb-japan.go.jp>